

令和4年第4回取手市教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 令和4年4月26日(火曜日)午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
- | | |
|----------------|-------|
| 教育長 | 伊藤 哲 |
| 教育委員(教育長職務代理者) | 小谷野守男 |
| 教育委員 | 櫻井 由子 |
| 教育委員 | 猪瀬 哲哉 |
| 教育委員 | 石隈 利紀 |
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
- | | |
|--------------------|-------|
| 教育部長 | 田中 英樹 |
| 教育参事 | 伊藤 誠 |
| 教育次長兼教育総務課長 | 森川 和典 |
| 学務課長 | 直井 徹 |
| 保健給食課長 | 大野 篤彦 |
| 指導課長 | 大越 茂 |
| 指導課長(教育総合支援センター担当) | 松戸 孝泰 |
| 子ども青少年課長 | 香取 美弥 |
| 生涯学習課長 | 塚本 豊康 |
| スポーツ振興課長 | 豊島 寿 |
| 図書館課長 | 長塚 逸人 |
| 文化芸術課長 | 飯山貴与子 |
6. 書 記
- | | |
|----------------|-------|
| 教育総務課 課長補佐 | 蛸原 康友 |
| 教育総務課 総務法規係 主幹 | 中村 翔 |
7. 議 題
- | | |
|--------|------------------------------------|
| 議案第31号 | 取手市学校運営協議会規則について |
| 議案第32号 | 取手市地域学校協働活動推進員設置要綱について |
| 議案第33号 | 取手市就学援助規則の一部を改正する規則について |
| 議案第34号 | 取手市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について |
| 議案第35号 | 取手市立学校記念誌作成補助金交付要綱の一部を改正する要綱について |
| 議案第36号 | 取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金(第3期)交付要綱について |

報告第11号	令和4年第2回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(令和4年度取手市一般会計補正予算(第3号)所管事項の同意について)
報告第12号	社会教育主事の任命について
報告第13号	取手市立公民館長の任命について
報告第14号	取手市立図書館協議会委員の委嘱について
報告6	取手市子どもと親の相談員の委嘱について
報告7	取手市立学校評議員の委嘱について
報告8	取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について
報告9	寄附の受け入れについて
報告10	いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

- (1) 令和4年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について
- (2) 5月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

教育長(伊藤 哲)

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。

令和4年第4回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。3点報告いたします。まず1点目です。令和4年度取手市立小中学校入学式ということで、4月11日(月曜日)に小中学校の入学式が行われました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、校長会とも申し合わせまして、参加者は新入学児童生徒とその保護者、教職員のみ限定をさせていただきました。市長のお祝いメッセージ動画を各学校に送付いたしまして、大型モニター等で視聴していただきました。今年度の新入学児童生徒数は小学校649名、中学校741名、合わせまして1,390名となっております。また、小規模特認校である山王小学校につきましては、学区外から児童4名に入っております。9名の児童が入学したところでございます。その下のほうに過去の入学の児童生徒数と、小学校と中学校の入学式の模様を写真で示してございます。

2点目、令和4年度取手市の学校教育オンライン説明会ということで、4月6日に、取手市の学校教育の進め方の基本的な考え方を学校と教育委員会が共有するという狙いをして、小中学校の全教職員を対象といたしました取手市の学校教育オンライン説明会を実施したところでございます。全ての学校教職員が同じ方向

性を持ちながら、児童生徒の教育活動に携わることができるよう、今後も取手市の学校教育の質的な向上、改善を図ってまいります。なお、説明した内容につきましては、教育委員会ホームページにも掲載しているところがございます。主な説明内容につきましては、7点示してございます。また、あわせて研修の様子も示してございます。

3点目でございます。令和3年度東京芸術大学取手市長賞授与式ということで、4月7日（木曜日）に市民ギャラリーにおきまして行われました。第70回の東京芸術大学卒業・修了作品展において特に優秀な成績を収めた作品に、市長賞が授与されたところがございます。美術部門は、日本画「そこにいる。」川口富裕実（かわぐち ふゆみ）さん、また漆芸は「skin ship（スキンシップ）」鈴木阿弥（すずき あみ）さんに授与されたところがございます。また、音楽部門は、弦楽研究分野チェロ 神倉辰侑（かみくら しんすけ）さん及び管弦打楽器専攻のテナー・トロンボーン 笠間勇登（かさま ゆうと）さんに授与されたところがございます。受賞作品や受賞者の詳細につきましては、4月15日号の広報とりでに記載してございます。なお、美術分野につきましては、4月22日（木曜日）から4月27日（水曜日）まで、アートギャラリーに作品を展示してございます。また、音楽分野につきましては12月17日（土曜日）に開催予定の、ふれあいコンサートで演奏会を行う予定になってございます。また、受賞作品等、またコンサートにつきましては、市のホームページでも御覧なただけできるようになってございます。私の報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

議案第31号、取手市学校運営協議会規則について、議案第32号、取手市地域学校協働活動推進員設置要綱について、以上2件については関連した内容のために一括して議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

生涯学習課長（塚本豊康）

それでは、議案第31号、取手市学校運営協議会規則について、御説明申し上げます。提案理由は、取手市学校運営協議会制度を運用するため、本規則を制定するものです。

1ページを御覧ください。内容については、前回定例会において協議をいただいておりますので、主な点のみ説明させていただきます。

まず、第1条は趣旨になりまして、この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき、市立小学校及び中学校に設置する取手市学校運営協議会について必要な事項を定めるものになります。

第2条は、協議会の目的になりまして、学校と保護者及び地域住民との間に信頼関係の深化、学校運営の改善及び児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的としてございます。

第3条は、設置になりまして、教育委員会では市立小学校、中学校に協議会を設置することができます。ただし、2つ以上の学校の運営に関して相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2校で1つの学校運営協議会を置くことができることを規定してございます。

第4条は、委員になりまして、委員は20名以内としまして（1）から（7）に挙げるもののうちから教育委員会が任命することとします。

第5条になりまして、任期は1年以内とし、再任は妨げません。

続きまして、少し飛ぶんですが、第9条、第10条、こちらにつきましては協議会の機能について定めてございます。法律に定められた学校運営協議会の主な機能としては3つございます。1つ目が、学校長が作成する学校運営方針を承認すること。2つ目が、学校運営について教育委員会又は学校長に意見を述べるができること。3つ目が、教職員の任用に対して、教育委員会の規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができることとしてございます。

まず、第9条では、基本方針の承認について規定しておりまして、4つございます。1つ目が、教育目標及び学校経営計画に関すること。2つ目が、教育課程の編成に関すること。3つ目が、施設の設置及び管理に関すること。4つ目として、そのほか対象学校の運営に関して対象学校の校長が必要と認めることについて、対象学校の校長は、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとしてございます。また、第2項では、対象学校の校長は、前項の規定により、承認を得た基本方針に基づいて学校運営を行うものとしてございます。

続きまして、第10条は、学校運営等への意見の申し出についてです。協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べるができることを規定してございます。第2項では、法第47条の5第7項の規定により、対象学校の職員の採用その他任用に関して、基本的な方針の実現に資する意見並びに学校教育上の課題を踏まえた意見について、意見を申し出ることとしてございます。

続きまして第11条は、学校運営に対する評価になります。協議会は年1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとしします。

最後になりますが、第17条になりますが、この規則に定めるもののほか協議会に関して必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとしてございます。

今後のスケジュールといたしましては、本規則が施行されましたら、対象学校において本協議会を組織し、研修等を実施してまいりたいと思っております。

続きまして、議案第32号になります。取手市地域学校協働活動推進員設置要綱についてです。提案理由については、取手市地域学校協働活動推進員を設置するため本要綱を制定するものになります。

1ページを御覧ください。趣旨は第1条にございまして、この要綱は、社会教育法第9条の7第1項の規定により、取手市地域学校協働活動推進員を委嘱することに関し必要な事項を定めるものとしております。2項では、設置並びに定数になりますが、教育委員会は、対象学校の状況に応じて推進員を置くことができます。ただ、1の推進員が複数の学校区の担当することを妨げないとしてございます。

また、第3条では、任命になりますが、推進員は、学校運営協議会の対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命することとしてございます。

第4条は、推進員の職務を(1)から(6)という形で定めてございます。任期は、これも1年以内とし、再任を妨げない形になります。

飛びまして第7条になりますが、推進員は職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすることで、守秘義務について規定してございます。

最後になりますが第9条、推進員は、地域学校協働活動推進員活動記録簿により、該当月分の活動状況を翌月の15日までに教育委員会に報告しなければならない

としてございます。

推進員には、学校と地域の橋渡しになっていただき、地域や学校の実情に応じた活動の企画や地域との連絡調整を行っていただきます。地域の住民をよく知り、学校関係者との円滑なコミュニケーションがとれる推進員が学校・地域間を調整することで、学校と地域がパートナーとして協働できることを目指してまいりたいと考えてございます。以上になります。

教育長（伊藤 哲）

本件につきましての説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

櫻井委員。

教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。議案第31号の学校運営協議会規則についての第3条第2項のほうです。協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができるということで、こちらの学校運営協議会の規則全体は地教法の法律、根拠法律に基づいてつくられているなと思っておりましたが、この第3条第2項のみ、これ根拠法律のほうには、この設置に当たってはどこがつくってくださいという、この申請によることができる。これはなかったんですけれど、これはこういった根拠でこの一文を入れられたのか、お願いします。

教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

生涯学習課長（塚本豊康）

こちらの条項を入れるに当たって、先進地の例ですとか、国の手引き等を参考につくらせていただきました。今回、校長からの申請によることができるということで、設置に当たっての条項については、かなり慎重な形で入力はしてございますけれども、横浜市等の先進地のほうで、こちらについては入れているケースが多くございまして、また市としてもこういった条項が必要でないかということで入れさせていただきました。

教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。そうですね、学校運営協議会のほうは国からの方針としては、教育委員会への設置義務、努力義務という形で来ているものと思いますので、例えば校長先生から申請がなかった場合でも、教育委員会としては市全体で学校運営協議会をやるよといった場合は、校長からの申請がなくてもつくれるというように、つくれるものと理解しておりますが、そうすると、この規則の一文との齟齬が出てしまう。市のほうでは、全市で学校運営協議会を設置したいけれど、校長先生のほうから、うちの学校はつくらなくて結構ですと言われた場合にはつくらなくていいというような内容になってしまうと思うんですが、その辺いかがでしょう。

生涯学習課長（塚本豊康）

先ほど申し上げました、この学校運営協議会の主な機能として、学校長がつくった基本方針の承認ですとか、そういった学校が主体となって学校づくりをするところに対して、地域の方に語りかけるところでございますので、そういった思いがちゃんとできるところに学校運営協議会をつくっていただきたいなということもございまして、こういった項目を入れさせていただいてございます。

教育長（伊藤 哲）

これ、念のために確認させていただきますと、第3条第1項に教育委員会も設置できることになっています。第2項は、申請によることができるので、申請でもいいですよということなので、教育委員会が申請を待たずして設置することができる、これはもううたってあるので、できれば、これは前の意見交換でも出ましたけど、ボトムアップとトップダウンって話ありましたけど、できれば学校と地域からそういった声が起こるということを期待して、そういったことをいろいろ先行事例も見ながら、こういった規定にはしてあります。

教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

内容につきましては、前回の協議で、いろいろやりとりさせていただきましたので。あと、設置要綱もございますけれども。

櫻井委員。

教育委員（櫻井由子）

では、引き続き設置要綱のほうですけど、これは推進員の設置要綱の件ではないんですが、学校運営協議会と一体的に地域学校協働本部の一体的な設置を推進というようなことが、文科省のほうからは来ているかと思われまして。今回は、学校運営協議会のみでの設置で、地域学校協働本部については触れられていないんですけど、地域学校協働活動推進員を配置するということは、地域学校協働本部のほうも当該学校のほうには設置するという形でよろしいのでしょうか。

生涯学習課長（塚本豊康）

そうですね。こちらについては、まずは地域学校協働活動推進員のほうを設置させていただいて、このコミュニティ・スクールの活動の下支えというか、協働活動をしていただくことをまず目的にしていますので、その後そういったものが必要になれば、今後検討していくような形で考えてございます。

教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。小谷野委員。

教育委員（小谷野守男）

前回の話合いのときも、取りあえずまずやってみよう。その中で、様々な課題が出てくるだろうから、その折にはまた見直してみようじゃないかというような前向きな方向性の話合いがあったかと思うんですね。ですので、そういった意味では、本当に新しいものをやっていくのには、やはり産む苦しみもかなりあると思うんですね。ですので、取りあえずまず始めてみて、その中でみんなでもまた課題を話し合いましょうという状況がいいのかなという気がします。以上です。

教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。今後、こういった状況であるかということは、逐次、御報告させていただいて、初めてのことなので御意見ちょうだいしながら、運営協議会を進めたいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 31 号と議案第 32 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 31 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり決定いたしました。続けてお諮りいたします。議案第 32 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 33 号、取手就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題いたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

学務課長（直井 徹）

議案第 33 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。

提案理由としましては、国の要保護児童生徒援助費補助金（新入学児童生徒学用品費等）の補助単価が改められたため、本規則の一部を改正するものです。

改正点について、御説明させていただきます。御手元の議案書 1 枚めくっていただいて、1 ページを御覧ください。国の支給費目中、小学校の新入学児童生徒学用品費等の補助単価が 5 万 1,060 円から 5 万 4,060 円に 3,000 円上げがされましたので、国の補助単価に準じて支給を行っている小学校の入学準備金及び新入学用品費の支給単価について、同様の改正を行うものでございます。なお、令和 3 年度中に入学準備金として支給を受けた方に対しましては、差額の 3,000 円を支給いたします。本規則についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 33 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 34 号、取手市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

議案第 34 号、取手市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について、提案理由を御説明申し上げます。

御手元の資料は 1 ページのほうをお願いいたします。取手市教育委員会表彰規則は、教育文化の振興に寄与した者を表彰し、本市教育文化の振興を促進することを目的として制定されております。本規則による表彰の対象となるのは、1、市の教育振興に尽力してその成績顕著なもの、2、教育委員会に対して 10 万円以上の金品を寄附したものの、この 2 種類になります。現在の規則では、表彰対象者に対し、表彰状又は感謝状とあわせて 5,000 円以内の記念品を贈呈することとなっております。しかしながら、本市の財政状況が厳しいこと、また寄附という行為が社会に浸透してきたことを考慮し、表彰対象者に対する記念品の贈呈を取りやめるとともに、その他条文の表現を含めた所要の整備を行うため、本規則の改正を御提案するものです。説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

教育委員（小谷野守男）

表彰関係のこれまでの例についてあれば、お話をお願いいたします。

教育長（伊藤 哲）

森川次長。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

お答えします。直近の 3 年間で申し上げますと、令和 3 年に 3 件の感謝状の贈呈がございました。企業様に 2 社、1 団体ということになっております。いずれも 100 万円未満の寄附金をいただいた件に対する感謝状として送らせていただいております。令和 2 年度と令和元年度につきましては、表彰はございませんでした。

教育委員（小谷野守男）

毎年あるのかなんて勝手に思っていましたけど、そうじゃないんですね。なかなかないんだね。そうすると、令和 3 年度は本当にありがたかったですね、いろいろな意味で本当感謝しないといけませんよね。感謝状だけというところがちょっと引っかけりはあるんですけど、そういう意味では気持ちを何とか伝えるというふうな方向性でやっていただくということをお願いできたらなというふうには思います。

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

猪瀬委員。

教育委員（猪瀬哲哉）

ちょっとした質問なんですけれど、今までこの記念品というのは、その都度購入する形なのか、常に何個かキープして置いてある状態だったのかというのはお分かりになるのでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

実は、先ほど小谷野委員からお話ありましたように、表彰している例というのが少なく、過去遡ってみましても、そういった事例を見つけることが過去10年くらいできなかったような状況でございます。ですので、今のところ何かストックをしているということではございません。

教育委員（猪瀬哲哉）

無駄にもならず、よかったですと思います。ありがとうございます。

〔笑い声〕

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第35号、取手市立学校記念誌作成補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

議案第35号、取手市立学校記念誌作成補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、提案理由を御説明申し上げます。

取手市立学校記念誌作成補助金交付要綱は、市立小中学校のPTAが作成する学校記念誌について、その作成費用に係る保護者の負担を軽減するため、予算の範囲内において補助金を交付することと定めております。この要綱について、昨年度補助の申請があった事例を参考に、市の過大な財政負担の可能性を抑えつつ、申請者となるPTAの皆様にとってより使いやすい制度となるよう、主に4つの点について制度改正の御提案を差し上げるものです。

恐れ入ります、御手元の資料9ページのほうを御覧ください。要綱改正のポイントとなっております。まず1点目が、記念誌の対象範囲の拡大についてです。昨今の社会のデジタル化に合わせて、従来の紙媒体だけではなく、画像、音声、映像、その他電磁的記録による作品を含めて、第2条の補助対象範囲を拡大するものです。これにより、紙媒体の記念誌だけを在校生だけに配布する従来の方法に加え、デジタル方式でも記念誌を作成し、卒業生を含めて幅広く配布、公表することも可能になるかと考えております。

2点目です。補助上限額の改定です。従来は、作成費用の25%以内を補助率の上

限としていましたが、この率を50%以内に引き上げるものです。これにより、記念誌の作成部数が比較的少ない小規模な学校における保護者の負担軽減になると考えております。

続きまして3点目です。補助上限額の改定です。従来は100万円を補助の上限額としていましたが、上限額を10万円に改めるものです。これは、近年の補助金の支給額がほぼ10万円程度であること。また、市の過大な財政負担の可能性を抑えることを考慮して、上限額を改めるものです。

最後に4点目です。補助に係る事務手続の整備についてです。現在の条文及び様式では、補助金の交付申請から請求までの手続及び必要書類について一部明確でない部分があったことから、これらを明確にすることにより手続をより分かりやすくするものです。

説明は以上となります。御審議よろしくお願い申し上げます。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

教育委員（小谷野守男）

私も取手東中にいたときに、統合という先々の様子が分かったので、どこかで記念的なやつを進めない駄目だなというのでやったことがあるんです。でも、多分、これを申請してないんですね。でも、二中のときには会長さんがよく知っていたので、これを申請したはずなんですよ。いろいろなことをやりました。だから、この要綱自体も、もしかしたら学校でよくよく分かっていないんじゃないかと思うんですよ。昨年かな、久賀小でも70年か何かの記念があって、それで何かちょっとしたものをつくったと思うんですけど。だから、今、できるだけ少ない予算で学校のほうでPTAさんと話をしながら、何年か分を蓄積しながらつくっていくという方向性が多くて、そういう意味ではぜひ学校に宣伝してください。そうしないと、きっとこれから予定されるところも、思い切ってそういったことができないんじゃないかなという気がします。10万円は大きいと思うんですね。ですので、そういった意味ではぜひ宣伝してください。以上です。

教育長（伊藤 哲）

森川次長。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

はい、承知いたしました。我々の努力不足のところも多々あったかと思しますので、これから各学校のほうに周知して、いろいろとお話ししてまいりたいと思います。

教育委員（小谷野守男）

お願いします。

教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

教育委員（石隈利紀）

改正の趣旨と改正には賛成です。2点あるんですけど、おっしゃる対象範囲の拡大ということで、デジタル化が進んでいると思うんですけど、これまでの取手市の学校の例で、DVDとかそういうので既に記念誌をつくったところ、あれば教えていた

だきたいんですけど。

教育長（伊藤 哲）

森川次長。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

お答えします。申し訳ありません、すべて確認をしたところではないんですが、直近ですと、取手第一中学校さん、こちらの記念誌、こちらでは特にデジタルというものはお使いになってないんですけども、ただ、今、デジタルのものをつくるということだけではなくて、こういった冊子をつくるのにも、例えば昔の紙焼きの写真を使うですとか、そういったものではなくて、そういったデジタル技術を使って印刷製本といいますか、中身をつくっていらっしゃると思いますので、そういった部分ではコストも大分下がってきていますし、活用されているのかなというふうには考えております。

教育委員（石隈利紀）

私に関連する学術団体等でも、紙媒体はもう記念で、ごく一部つくって、あとはDVDでつくるか、学会のホームページにアップして会員がそれをダウンロードできるようにする。文部科学省のいろいろな報告とか手引き類が、もうダウンロードできるようになっています。そうすると、いろいろな人が長く見れて、デジタルはすごく色がきれいなので、経費もかからないというので。参考意見です。

もう1つは、さっきの小谷野委員の御意見聞いて少し思ったんですけど、今回は記念誌作成補助金でいいんですけど、ゆくゆくは記念誌という在り方が変わってくると、何か記念行事補助金という方向になっていくのかなというのが感想です。これ、別にもしあれば、それはそれで結構です。

教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

そのほか。櫻井委員。

教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。こちら第1条のほうに、市立小学校及び中学校とあるんですけど、取手市幼稚園もあるんですけど、幼稚園の場合はどうなのかなとちょっと思います。

教育長（伊藤 哲）

森川次長。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

現在の要綱上は、小学校、中学校ということになっております。

教育委員（櫻井由子）

幼稚園のほうで何かやりたいということがあった場合、いかがかなと思いますので御検討いただければと思います。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

お答えします。検討してまいります。

教育長（伊藤 哲）

事務局からありますか。

教育総務課課長補佐（蛭原康友）

今、幼稚園、具体的には藤代幼稚園という形になるかと思うんですけども、幼稚園にPTAがあるのかどうか、ちょっとごめんなさい、はっきり把握はしていないん

ですけども、そういった部分もありますので、藤代幼稚園のほうにお話を聞いてみて、もしそういった考えとか保護者の意向とか、そういったものが確認できれば、またこちらの要綱のほう見直しの作業できればなと思っております。

教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。

教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。ちょっとついなんですけれども、今、PTA という形の在り方も変わってしまっていて、実際に桜が丘小学校ではPTA という組織はされていなかったと思います。そうしますと、組織されていないから補助金を出さないとか、そういう問題にもなりますので、このPTA というもの自体の定義をもう一度見直す、どういう団体だったらそれをPTA と同じものとして見るというような形で、例えば幼稚園なり学校を支えるボランティアの会がPTA の代わりに組織されているとしたら、そのボランティアの会をPTA としてみなして、その会が記念誌をつくる場合には補助するというような、そういった形も必要かなと思いますので、そのPTA の在り方、またどういった団体をPTA とみなすか、その辺の定義づけも御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

教育長（伊藤 哲）

確かに、大がかりな場合だと、記念誌刊行委員会みたいなものをつくるわけですからね。ということは、現在、PTA になっているところを少し、PTA 等、そういう御提案ともとれたんですけど。今現在、PTA と限定しているんですけど「PTA 等」という形で。

教育委員（小谷野守男）

そうですね、入れていただいたほうがいいと思いますよね。

教育長（伊藤 哲）

せっかく改正するんですからね。ということで、どうでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

承知しました。そのような形で進めてまいります。

教育長（伊藤 哲）

事務局のほうもよろしいですかね。ただ「等」という言葉は、ちょっとあれなので。

教育総務課主幹（中村 翔）

事務局から補足させていただきます。教育長おっしゃるように「等」としてしまうと、具体的にどういうものが含まれているかというのが定義上曖昧な部分が出てしまいます。事務局からは「PTA 又はそれに準ずるもの」というような定義でどうかなというふうに考えます。

教育長（伊藤 哲）

「それに準ずるもの」という形で整理をさせていただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。
これより議案第 35 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 35 号につきましては、先ほどの修正意見を添えて決するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは御異議ございませんので、その形で議案第 35 号は修正の上決定ということをお願いいたします。

続いて議案第 36 号、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金（第 3 期）交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

学務課長（直井 徹）

議案第 36 号、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金（第 3 期）交付要綱について御説明させていただきます。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小中学校が臨時休業、学年閉鎖及び学級閉鎖となったことを受け、給食を中止したことにより保護者が負担した要保護・準要保護児童生徒の昼食費への補助金を交付するため、本要綱を制定するものです。

本年 1 月から 3 月までに学校臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖により給食の提供を受けられなかった日数に 300 円を乗じた額を支給いたします。なお、予算につきましては、昨日開催されました市議会臨時会で補正予算の議決を受けており、速やかに支給を行うため、本日議案の追加送付という形で御審議をお願いするものです。

補助対象者数及び 1 人当たりの支給金額につきましては、議案書の最終ページ、7 ページの参考資料を御覧ください。補助対象者は、上の表にありますとおり小学校 559 人、中学校 317 人、合わせて 876 人です。1 人当たりの支給金額ですが、下の表にありますとおり、小学校は 2 月 1 日から 18 日まで全校で臨時休業を行ったことから、少ない児童で 13 日分の 3,900 円、一番多い児童は 25 日分 7,500 円の支給となります。中学校は、全校での臨時休業校がなかったことから支給がない生徒もあり、一番多い生徒は 10 日分 3,000 円の支給となります。

支給までの流れや要綱の構成につきましては、第 1 期、第 2 期の要綱を踏襲しておりますので、条文の詳細については説明を省略させていただきます。支給時期につきましては、6 月上旬に振り込めるよう手続を進めてまいります。

本要綱についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

教育委員（小谷野守男）

これだけの数で、学年がそれぞれみんな違ってくるということですよ。これを一斉にやるって、とても大変なことだと思うんですよ。いや、本当に申し訳ないですね。これは子どもたち、家庭にとっても、非常にありがたいことだと思うので、やっていただくのは本当にありがたいんですけど。いや、職員の方々の御苦勞を思うとちょっと胸が詰まります。よろしく申し上げます。

学務課長（直井 徹）

職員のことまで分かっていただきまして、どうもありがとうございます。確かに職員が頑張っていて、こういった書類を何枚も作りまして、何年何組が何日休んだ、そこに支給対象の子が何人であるというような形で積算を行って、今回、御提案したものでございます。

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 36 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告第 11 号、令和 4 年第 2 回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を順次お願いいたします。まず、森川教育次長兼教育総務課長、続いて飯山文化芸術課長お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

御説明申し上げます。報告第 11 号でございます。御手元の資料 1 ページと 2 ページをお願いいたします。昨日開かれました令和 4 年第 2 回取手市議会臨時会に取手市長が上程いたしました、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）のうち教育に係る事務につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められましたが、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により、教育長が異議ない旨回答しましたので、その内容を報告し、御承認をいただくものです。

続けて、補正予算の教育費に係る内容について御説明を差し上げたいと思えます。申し訳ありません、少し長い御説明になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは資料の 5 ページをお開きください。歳出の一番下にあります教育費につきましては 2 億 7,301 万 4,000 円を増額補正いたしまして、補正後の額を 38 億 3,772 万 2,000 円とするものです。

なお、歳出の個別の内容につきましては、42 ページからの補正予算案の概要に沿って御説明をさせていただきたいと思えます。お手数ですが 42 ページをお願いいたします。今回の補正予算の基本的な考え方として 4 点が示されております。教育費につきましては、1 点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業と、3 点目の国の令和 3 年度補正予算による各省庁の補助を受けて実施する感染拡大防止対象事業の 2 点が該当します。

44 ページをお願いいたします。先ほど御説明をいたしました、1 点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業のうち、資料のほうは中段にな

ります、 市民生活支援の内容です。その中のカタカナのウ、GIGA スクール環境整備事業 8,822 万 4,000 円です。こちらはGIGA スクール環境整備事業以前に設置をしておりました無線アクセスポイント、小学校 175 台、中学校 124 台の更新のための備品購入費、小学校・中学校合わせて 3,223 万 3,000 円及び購入したアクセスポイントの設置、設定を実施するための委託料 5,500 万円、合計 8,723 万 3,000 円を計上し、ICT 機器の通信環境向上を図ります。あわせて、オンライン授業等において教科書や音楽などの著作物をインターネット回線上で配信可能とするための著作権使用料 99 万 1,000 円の財源充当の変更を行います。

次にエ、要保護・準要保護世帯支援事業 636 万 3,000 円です。令和 4 年 1 月から 3 月にかけて臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖により給食が提供されなかった就学援助世帯の児童生徒に対して給食費を補助するため、小学校・中学校合わせて 290 万 7,000 円を計上しております。また、就学援助世帯の児童生徒に対し、夏休みの読書感想文課題図書等を支給し、学習機会の確保を図るため、小学校・中学校合わせて 345 万 6,000 円を計上しています。

次にオ、修学旅行及び校外学習の延期に対する支援事業 903 万 7,000 円です。令和 4 年度中に、市立小中学校における修学旅行及び校外学習の中止又は延期等に伴いキャンセル料等の追加的費用が発生した場合に、保護者の経済的負担を軽減するために市が支援するものです。

次にカ、スクールカウンセラー追加配置事業 257 万 7,000 円です。感染症拡大の影響により不安を抱えている児童生徒及び保護者の心のサポートを強化するため、スクールカウンセラー 1 名を新たに任用いたします。

45 ページに移りまして、キ、電子図書館事業 440 万円です。令和 2 年度から実施しております電子図書館事業につきまして、令和 4 年度においても新型コロナウイルス感染症対策交付金の対象となるため、財源充当の変更を行うものです。

文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。文化芸術課所管の事業について御説明いたします。ク、デジタルを活用した芸術作品 PR 事業について、コロナ禍において、市内に点在している芸術作品をオンライン上でより深く、魅力的に鑑賞できる専用サイトを構築するものです。360 度の角度から鑑賞できるデジタル技術を駆使し、作品をより立体的に鑑賞できるもので、市民の皆様が鑑賞したい作品を自分の見たい角度から好きな時間に鑑賞できるなど、より質の高い芸術鑑賞が味わえるもの、その必要経費 515 万 5,000 円を計上するものです。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

次にケ、オンライン環境整備事業です。公民館 6 館に Wi-Fi 機器を新たに設置するための費用 234 万 7,000 円です。Wi-Fi 機器の設置により、公民館に来館することをためらっている方でもオンライン講座や会議などに参加することが可能となり、市民の情報の取得及び発信の利便性の向上を図ってまいります。

文化芸術課長（飯山貴与子）

このうち市民会館配信環境整備事業として、長期化するコロナ禍で感染症防止対策の取組として、市民会館でのイベント事業等の配信に必要な機材を導入し、オンライン配信の実施体制を確保するため 137 万 5,000 円を計上するものです。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

続きましてその下に参ります。 経済支援の内容でございます。3 項目め、ウ、

学校給食用物資供給事業者支援事業 320 万 1,000 円です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 3 年 9 月 1 日から 9 月 24 日までの期間、学校全体を臨時休業としたことにより影響を受けました、主食である米飯、パン、麺類及び牛乳を扱う学校給食用食材納入事業者に対して経済支援を行うものです。

文化芸術課長（飯山貴与子）

エ、音楽家支援事業は、文化芸術活動の発信の拠点でもある市民会館のロビーを活用し、コロナ禍で活動の機会や発表の場が減少した市内在住又は取手市を活動の拠点としている音楽家によるコンサートを定期的に行い、音楽家への経済的支援をするものです。あわせて、市民の皆様が気軽に鑑賞できる機会を提供するもので、取手市音楽家支援事業委託料 150 万円を計上するものです。

オ、芸術家パートナーシップ事業、放課後子どもクラブ派遣は、昨年に引き続き放課後子どもクラブに市内で活動する芸術家を派遣し、活動機会が減少した芸術家へ経済支援をするとともに、子どもたちに芸術家との多様な文化交流を、芸術活動を通じて表現力や想像力を育む機会を提供するため 650 万円を計上するものです。昨年度は、市内 14 クラブに 23 名の美術家や音楽家などの芸術家が児童等の交流を図りました。専門家からも、幼少期に芸術家と触れられる取手市の環境と取組について高く評価されました。

続きまして、カ、アート創作活動拠点オンライン公開事業です。当市の人的資源である芸術家を経済的に支援するために、昨年に引き続き、芸術家の創作活動やインタビュー等をインターネット上に公開し、市民が多様な芸術と出会える環境を整備するとともに、アートのまち取手としての魅力を広く発信するため 730 万円を計上するものです。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

続きまして、感染拡大防止の事業でございます。ページのほうは 46 ページへお願いいたします。オ、小中学校等の感染予防対策事業 5,161 万 9,000 円でございます。こちらにつきましては、小中学校、藤代幼稚園、教育総合支援センターの事業が含まれております。下の内訳を御覧ください。

まず、学校手洗い場の増設 1,150 万円です。取手東小学校のほか、記載の 4 校に増設いたします。また、手足洗い場の増設 1,300 万円は、取手小学校ほか 10 校に増設いたします。

その下、給食配膳室の蛇口の自動水栓化、清掃用シンクの増設 640 万円です。山王小学校など 6 校に設置、増設をいたします。また、久賀小学校には清掃用シンクのみを増設する予定でございます。

その下、教育総合支援センターの空調機器及び談話室の改修に 692 万 6,000 円を計上します。老朽化した空調機器の更新を行うとともに、談話室を相談者の待合スペースに改修いたします。

その下の 2 つの項目になります。学校消毒の委託及び用務員の配置、小中学校合わせて 865 万 6,000 円です。小中学校のトイレや手洗い場といった共用部分の消毒を行うため、業務委託及び用務員を配置いたします。

このほか、項目としては下から 3 番目の学校から保護者への連絡用の通信費と、1 つ飛びました下の項目、携帯電話の通信費などの使用料が合わせて 287 万 4,000 円。下から 2 番目、小中学校、藤代幼稚園、教育総合支援センターで使用する消毒、感染対策用品を購入する費用 226 万 3,000 円を計上しております。小中学校等

の感染対策事業の説明は以上です。

続きまして、カ、公共施設の感染症予防対策事業です。教育費関係では、藤代武道場ロビー・更衣室への空調換気設備設置 453 万円、藤代スポーツセンターのトイレ改修 4,315 万円が主なものです。また、各施設におけるパーティション、手指消毒液等の購入には、公民館、図書館、埋蔵文化財センター、スポーツ施設における購入費が含まれております。

続きまして一番下の段、ク、抗原定性検査キット購入事業です。この中の予算には、小中学校及び放課後子どもクラブの購入費が含まれます。職員が濃厚接触者となった場合に、抗原定性検査の実施により待機期間短縮を図るため、検査キットを購入するものです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業は以上となりますが、このほかに国や県の補助金を受けて実施する感染拡大防止対策事業がありますので、続けて御説明をさせていただきます。

47 ページをお願いいたします。資料のほうは中段下になります。 保育所・認定こども園・放課後子どもクラブ等の感染症対策事業です。この中に国・県の子ども・子育て支援交付金を活用した事業と、県の教育支援体制整備事業費補助金を活用した事業が含まれます。

まず、下段の表の真ん中の項目になります。国及び県の子ども・子育て支援交付金を活用した事業の内容といたしましては、市内全ての放課後子どもクラブにおいて、児童及び職員のマスクや消毒液等の衛生用品や備品を整備するための経費 1,120 万円となります。なお、財源として、国及び県の子ども・子育て支援交付金がそれぞれ 3 分の 1 ずつ補助されます。

次に、表の 1 番下の項目でございます。県の教育支援体制整備事業費補助金を活用した事業の内容としましては、藤代幼稚園においてマスクや消毒液など保健衛生用品を購入するための経費として 50 万円を計上するものです。なお、財源の 2 分の 1 が県の教育支援体制整備事業費補助金となっております。

最後に 48 ページをお開きください。 公立小中学校の感染症対策事業費 2,475 万円でございます。学校の感染症対策を講じながら教育活動の継続を支援するための経費となります。主な内容といたしましては、国の基準である児童生徒数に応じて 1 校当たり 90 万円から 180 万円の配当を行い、学校が新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、十分な教育活動の継続を図るための経費として小学校分 1,665 万円、中学校分 810 万円、計 2,475 万円を増額補正するものです。事業の執行に当たりましては、学校長の判断のもと迅速かつ柔軟に対応ができるよう支援してまいります。なお、財源の 2 分の 1 が国の学校保健特別対策事業費補助金となっております。

教育関係の補正予算の説明は以上となります。補正予算につきましては、昨日開かれまして臨時議会におきまして原案のとおり可決となっております。御承認をよろしくをお願いいたします。以上です。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

小谷野委員。

教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。1つ質問があります。45ページのところの上段、ケのところオンライン環境整備事業という中で、公民館とかウェルネスプラザにWi-Fi設置したり、市民会館に配信機材を導入するというふうな形が入っているんですが、配信機材に関しては、そこを借りる人たちも使用できるような状況なんですか。それとも、専門家のみが使うものなんですか。お願いします。

教育長（伊藤 哲）

飯山課長。

文化芸術課長（飯山貴与子）

活用方法といたしましては、文化事業団の自主事業であるロビーコンサートや市民ミュージカル、合唱祭等を考えておりまして、市の行事では成人式や出初め式、文化祭等の配信を想定しております。交付金で購入した機材を有料でお貸しするということが正しいということにはなっておりませんでしたので、現段階では自主事業等を積極的に配信していく考えでいます。

教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

配信機器のほうは市民会館ですよね。公民館の御説明を。

生涯学習課長（塚本豊康）

公民館のWi-Fi機器につきましては、一般に来所されるお客様向けに認証を一部させていただいて利用できる形になりますので、通常どおり来ていただいた皆さん、また講座等で使用されている皆さんに御利用いただくような形になります。

教育委員（小谷野守男）

心配が1つ。公民館長さん、分かるかな。公民館長さんたちが、このWi-Fi関係の環境の部分で理解できるかなというところがちょっと心配なんですけど。そういう事務されている方の中に分かってらっしゃる方がいれば、すぐにやっていけるんだろうと思うんですけど。すみません、余計な心配して。

教育長（伊藤 哲）

そこはちょっと補足を。

生涯学習課長（塚本豊康）

補足させていただきます。一部、今、ウェルネスプラザなんかでもフリーWi-Fiが入ってございまして、同じような仕組みになってございます。利用方法等につきましては、実際に設置した後に、その辺の職員のほうも含めて周知してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

教育部長（田中英樹）

少し補足なんですけど、公民館全てではなくて6館のみとなります。基本的には、中学校区に1つの公民館に設置ということで、その設置に際しては市のほうの職員がしっかりお手伝いして、運用できるような形で、さらに周知のほうもしていきたいというふうに思っております。

教育長（伊藤 哲）

そのほか。櫻井委員。

教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。まず、今、小谷野委員からもありましたが、公民館6館で、公民館利用している際にWi-Fi飛んでないかなと常々思っていました

ので、今聞いたら中学校区で1館ということだったので、いつも使っているところは飛ばないなど。国に返すお金もあるようですので、ぜひそういったものもお考えになっていただいて、市内全部の公民館にWi-Fiが飛んでいると、利用者はとても助かるんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

あと、質問のほうなんですけど、文化芸術課さんのほうでデジタル技術を活用した芸術作品のPR事業ということで、デジタル技術を活用して芸術作品を魅力的に閲覧できるサイトを構築しという、これがあったんですが、現在、取手市では主にパソコンサイトが中心かと思うんですけど、アプリケーションのほうは実際にいろいろなものを使う場合、例えば神栖市なんかでしたら子育て支援を一まとめにしたアプリを市のほうでつくっていて、そのアプリから子育て支援関係は全部入るよというようなアプリも自治体のほうでつくっていたりします。そういった芸術関係、また、この取手市は芸術の街として売っているの、そういった関係を全部まとめたアプリケーションとか、そういう形ではできないかなと思ったりもしましたが、いかがでしょう。

あともう1つは、芸術家パートナーシップ事業650万円計上されています。先ほどの御説明で14クラブに23名を派遣されたということでしたが、延べ回数は1年で何回ぐらい行かれて、派遣されたものでしょう。この2点お願いします。

教育長（伊藤 哲）

飯山課長。

文化芸術課長（飯山貴与子）

まず、デジタルを活用した芸術作品PR事業の芸術関係をアプリに1つにまとめてということ。御意見を参考に勉強させていただいて、検討していきたいと思えます。すみません。現在のところはそのような状況です。

そして、パートナーシップ事業についてです。14校に10回の回数で予定していたんですけども、最終的に2月、3月にコロナ禍になってしましまして、オンライン配信でビデオレターであるとか、そのようなりモートで何か折ってみよう、つくってみようというような動画配信等も含めての回数になるかと思うんですが、ただいまそちらのほうが集計中のごさしまして、それ以外は14校平均10回は行けているということまでは集計できております。現在のところ以上です。申し訳ございません。

教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。でしたら、現在のところリモートを除いて140回、延べ回数140回ということですね。ありがとうございます。

教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。44ページのスクールカウンセラーの追加配置事業というのがあって、とてもありがたいことだと、1名追加ということですけど、追加の場所とか、どういうスクールカウンセラーかという、これからですかね、御予定があったら教えていただきたいと思えます。

教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

教育総合支援センター、松戸です。学校教育相談員として、教育総合支援センターに1名を配置して、今現在2名の学校教育相談員がおりますので計3名で、この令和4年度は小学校10校を対象に支援をしていきます。そのほかに、来所された面談者への面談同席といったところも職務の中に入っております。以上です。

教育委員（石隈利紀）

わかりました。ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。猪瀬委員。

教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。46ページのクのところなんですけれども、抗原検査キット購入事業ということで、今現在、予定では各学校で修学旅行も計画されていて、その前には、ちょっと聞いた話だと、行く前に抗原検査をやって、安全を確認して行けるようなことになっているということをお聞きしたんですけれども、その費用というのもこのキット購入事業の中に含まれているということでしょうか。

教育長（伊藤 哲）

大野課長。

保健給食課長（大野篤彦）

今現在、中学校の修学旅行に行かれる3年生を対象に、抗原検査キットのほうを配付させていただいて、実施のお願いをしているところなんです。こちらのキットは3月中旬に茨城県から3,150キットの検査費用としていただいておりますので、今現在配付しているのは、そのキットのほうを活用させていただいております。

教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第11号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第11号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第11号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第12号、社会教育主事の任命について、報告第13号、取手市立公民館長の任命について、報告第14号、取手市立図書館協議会委員の委嘱について、以上3件は任命・委嘱の内容のため一括して議題といたします。

本件についての説明を順次、森川教育次長兼教育総務課長、塚本生涯学習課長、長塚図書館課長、お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（森川和典）

それでは、報告第 12 号、社会教育主事の任命について、提案理由を御説明させていただきます。社会教育法第 9 条の 2 の規定により、教育委員会の事務局には社会教育主事を置くこととなっております。そのため、社会教育主事となる資格を有する生涯学習課の職員 2 名について、社会教育主事に任命いたしましたので、御報告をいたすものです。

資料は 1 ページをお願いいたします。令和 4 年 4 月 1 日付けで、生涯学習課係長、額賀高志及び生涯学習課主事、清水昭成を社会教育主事に任命いたしました。なお、社会教育主事の職務内容及び資格につきましては、2 ページの参考資料で御確認をいただければと思います。また、今回の任命につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により教育長が専決したため、同条第 2 項の規定により教育委員会の会議に報告して承認を求めるものです。

説明は以上でございます。御承認をよろしくお願いいたします。

生涯学習課長（塚本豊康）

それでは続きまして、報告第 13 号、取手市立公民館長の任命についてでございます。こちら御報告になります。こちらは、令和 4 年度の人事異動により市の職員の担当する公民館に変更が生じたので、令和 4 年 4 月 1 日付けで別紙のとおり任命いたしましたので御報告いたします。以上になります。

図書館課長（長塚逸人）

取手図書館、長塚です。それでは報告第 14 号、取手市立図書館協議会委員の委嘱について、御説明いたします。図書館協議会委員が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となったことから、取手市立図書館協議会設置条例第 3 条に基づき、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期で、新たに取手市図書館協議会委員を委嘱しましたので御報告するものです。なお、今回の委員の委嘱では、新任委員 2 名、再任委員 5 名の計 7 名を委嘱しております。報告は以上となります。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。1 件目の社会教育主事の任命についてということで、お二人の方が社会教育主事としてこれから、本日の定例会の最初にもありました学校運営協議会のほうにも携わっていかれると思います。その中で、学校と地域をつなぐ中で、どうしても先生方の仕事内容であるとか、あるいは様々な学校のことを知っている社会教育主事が必要であるかとも思われます。いわゆる教員籍の社会教育主事というものが各自治体でいると思いますが、取手市では教員籍の社会教育主事はいらっしゃるんでしょうか。

教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

生涯学習課長（塚本豊康）

現在、教員職の社会教育主事はありませんで、市の職員のほうを研修して、社会教育主事にする形で対応してございます。

教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。私が昨年、社会教育主事の任用資格講習を受けた際に、常陸太田の先生、また全国の先生方が夏休みを利用して社会教育主事の資格を取るために勉強にいらしていました。取手市でも教員籍の社会教育主事が必要かと思えますので、現場の先生方は大変かと思えますけれど、現場の先生方のほうには社会教育に興味を持っている先生もおられると思えます。そういった先生方の御意向も踏まえた上で、教員籍の社会教育主事の方を増やしていただければなと思えます。

生涯学習課長（塚本豊康）

そうですね、この社会教育法の中でも、今回この資格を取っただけじゃなくて、もちろん教育委員会に社会教育主事を置くことと社会教育法上で定められていて、また教育公務員法の特例法の中でも、社会教育主事を専門的な教育職員ということで定めてございます。取っただけでなくて、その後の研修というのがすごく重要になっておりまして、こちらは法律のほうで絶えず研修を進めるために、都道府県単位ですとか、文部科学省ですとかで社会教育主事の研修を行うようになってございます。そういった意味で、茨城県ですと県単位ですとか、地域別の単位での研修もございますので、そういった中でも市の職員としてなったとしても、その辺の知見もある程度学んでいけるように、そういう研修会も充実させてまいりたいと思えますので、そういった形で対応したいと思えます。

教育委員（櫻井由子）

なかなか教員席では難しいですか。

教育長（伊藤 哲）

これは自治体の生涯学習の進め方にもよるような気がいたします。確かに、教員から社会教育主事の講習を受けて、社会教育主事になっておられる方もいらっしゃいます。県のほうでも進めてはいます。ただ、取手の場合は、自前の行政職員が社会教育主事の講習をやっていて、生涯学習の業務に携わっていただくので、私の個人的な見解ですけど、あえて教員籍を設ける必要ないと思えます。なぜかという、社会教育の指導員がいるんですよね。その方も教員の方がいらっしゃるし、その方が学校とのやりとりをスムーズにできるんじゃないかなという気がするので、今のところ、すぐにでもほかの市町村でやっておられるような教員籍のものというのは、ちょっと現状では考えにくいかなという、その面で課長から説明ありましたが、連携自体とか、学校の現場の状況をつかむということは十分やっていきますけれども。そういう状況ですかね。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第12号から報告第14号を順次採決いたします。

お諮りいたします。報告第12号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第12号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。報告第 13 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 13 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。報告第 14 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 14 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告 6、取手市子どもと親の相談員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

よろしくお願いいたします。報告 6、取手市子どもと親の相談員の委嘱について。令和 4 年度取手市子どもと親の相談員の委嘱について、別紙のとおり報告いたします。

御手元の資料 1 ページを御覧ください。令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了になりましたので、4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの相談員の方々について、資料のとおり委嘱させていただきました。なお、継続していただいた相談員は 9 名、新規 3 名、再任 1 名というような振り分けになっております。よろしくお願いいたします。以上です。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 6 の質疑、御意見を終結いたします。

これにて報告 6 の議事を終わります。

委員の皆様にお知らせいたします。これから議題となります報告 7 と報告 8 につきましては、猪瀬委員が委嘱の対象に含まれております。よって、猪瀬委員の一人身上に関する事件となり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、猪瀬委員は議事に参与することができません。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができるとなっています。

猪瀬委員、会議への出席と発言を希望されますか。

教育委員（猪瀬哲哉）

大丈夫です。

教育長（伊藤 哲）

それでは、猪瀬委員が退席をされます。

〔猪瀬委員が会議室外に退出〕

教育長（伊藤 哲）

それでは猪瀬委員から、報告 7 と報告 8 の議事について、会議に出席と発言の希望がございませんので、このまま会議を進めたいと思います。

猪瀬委員が退席されました。

報告 7、取手市立学校評議員の職員について、報告 8、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について、以上 2 件を一括議題といたします。

本件についての報告を大越指導課長お願いいたします。

指導課長（大越 茂）

よろしくをお願いいたします。報告 7、取手市立学校評議員の委嘱について、別紙のとおり報告をさせていただきます。取手市立学校の運営に関して意見を述べることのできる学校評議員の委嘱につきまして、1 枚めくっていただきまして、令和 4 年度は 97 名の方を委嘱させていただきます。97 名のうち 14 名が新規ということでございます。なお、山王小学校につきましては、学校運営協議会を設置するため、そこで学校運営等についての意見等も申し上げるところから、学校評議員の委嘱は行わないこととしております。このことにつきましては、牛久市などを参考にさせていただいておりまして、牛久市におきましても学校運営協議会を設置している学校については学校評議員の委嘱を行っていないということで確認をしております。

続きまして、報告 8、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱についてでございます。取手市立学校等関係者評価委員につきましては、各学校が行う評価について意見を述べること、また評価を行うこととなっております。学校評議員が、そのまま学校関係者等評価委員を兼ねるような形で取手市はなっております。97 名の方を委嘱いたします。そのうち、14 名の方が新規となっております。学校関係者等評価委員につきましても、先ほど申し上げたとおり、山王小学校には学校関係者等評価委員の推薦が上がってこなかったことから、委嘱は行わないこととしております。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 7 及び報告 8 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 7 及び報告 8 の議事を終わります。

それでは、猪瀬委員の会議室への入室を認めます。

〔猪瀬委員が入室して着席〕

教育長（伊藤 哲）

報告 9、寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件についての報告を長塚図書館課長お願いいたします。

図書館課長（長塚逸人）

それでは報告 9、寄附の受け入れについて、御説明いたします。

茨城県立竜ヶ崎第一高等学校硬式野球部 OB 会では、同校硬式野球部が創部 120 周

年を迎えたことを記念して、創部 120 周年記念誌を発刊したことから、取手市の多くの市民の皆様にも御覧になっていただきたいとのことで、令和 4 年 3 月 17 日に記念誌 9 冊の御寄附をいただきましたので御報告いたします。

御寄附をいただいた記念誌の配布先につきましては、取手図書館、ふじしろ図書館、戸頭公民館図書室のほか、市立中学校 6 校に配付いたしました。なお、記念誌の御寄附をいただいた当日に、元竜ヶ崎第一高等学校野球部監督で、その後、藤代高校、常総学院高校の野球部監督を歴任され、現在、専修大学松戸高等学校野球部監督である持丸修一様と、茨城県立竜ヶ崎第一高等学校公式野球部 OB 会会長、飯田三郎様ほか役員の方に御来所いただきましたことを申し上げます。

報告は以上です。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 9 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 9 の議事を終わります。

続いて報告 10、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

よろしくお願いいたします。報告 10、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、いじめの再発防止策への対応について別紙のとおり報告いたします。

まず、御手元の資料 1 ページをお開きください。令和 3 年度いじめ再発防止策の取組状況の報告について、旧取手市いじめ問題専門委員会の皆様には、令和 3 年度の下半期の取組について、3 月に書面にて報告をさせていただきました。書面にて報告した資料は、御手元の資料 3 ページからとなっております。なお、資料の中の例えば夏休み生活アンケート調査についてのところ、下線が引いてありまして「P 7」と記載してございますが、当時の資料のページ数でございまして、本資料によりますと、これは 9 ページを示しております。また、御手元の資料 6 ページの「教育相談部会 4 つのポイント」については、本資料では 10 ページ、11 ページ。その下の「STOP it (ストップイット)」から「STANDBY (スタンバイ)」について、資料 3 につきましては、御手元の資料 12 ページを示しております。また、御手元の資料 7 ページ、令和 3 年度総合教育会議資料につきましては、御手元の資料では 13 ページを示しておりますので、まず御報告いたします。

それでは恐縮ですが、御手元の資料 1 ページにお戻りください。専門委員会の委員の皆様には、以下のような御意見をいただきました。幾つか抜粋して紹介させていただきます。まず、3 つ目の丸のところ「いじめが見えにくいままの集団にならないよう、市全体で体制を整えてくださったことを、ありがたく思います。大きな変革が必要だったかと思いますが、しっかり実行して下さっています。今後も、いじめの初期対応や予防に関して、維持継続していただけるとうれしいです。保護

者の方々とも、同じ方向を向く機会が増えることを、期待しております。」

御手元の資料2ページ、一番最後の丸になりますが、中略をさせていただきますして3行目から御紹介します。「再発防止策の提案の後から2年経過し、「基本に立ち返り、取組導入の経緯と目的などについて再考」するタイミングだからこそ、改めて、特に当時何が起きていたのか、教職員の一人一人が思い出せるように調査報告書の事実関係を共有するための研修を実施する、あるいは、学校内でその共有の時間を確保してもらう等の施策をしていただきたいと思います。」

一定の取組への御理解はしていただいたものと思っております。なお、このような貴重な御意見を受けまして、今年度は、中でも保護者と同じ方向を向く機会を増やすためといたしましては、昨年度は取手市一斉研修会の中で大阪の木村泰子先生をオンラインでお招きをして、保護者のPTAの方々とともに研修をさせていただきました。今年度は8月10日に斎藤 環先生をお招きして、やはりそういうような機会を設けたいと思っております。

また、いじめに関しては、いじめ予防事業であるとか、スクールロイヤーを招いて、法的な正しい理解のもとに基づく指導の在り方といったものを、今年度、研修の中に位置づけていきたいと考えております。以上で報告を終わります。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございました。今、最後に紹介された2ページの、なぜ、この施策をしているかという問題意識に定期的に立ち返るといえるのは、とても大事だと思います。今日の御報告も、いじめ防止策の取組状況って、実際には教育相談や子ども支援の取組状況という内容そのものなんですけど、あえていじめ防止策というふうに取り手市はつけているというのが、いじめで起こったことを忘れないという意味だと私も理解していますので、そのとおりの御指摘だと思います。

それから質問で、斎藤 環先生が来ていただけるので、とても素晴らしいと思います。テーマは、どのようなテーマを予定されているか教えていただければと思います。

教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。具体的には、これから斎藤先生と煮詰めていくところなんですけど、まずは取手市の自死事案に係る報告書又は再発防止策の提言をお示しして、その中で協議を進めていきたいと考えております。

教育委員（石隈利紀）

素晴らしいです。

教育長（伊藤 哲）

引きこもりをずっと担当されていて、私も御自身の本を読ませていただいたんですけど、集団との関わり合いというか、今の子どもたちが友達関係でどういった姿を見せているかという、今日の新聞なんかにも出ていますが、褒めないでくださいという書籍が出ているみたいなんですけど、子どもたちが今までは学校の現場で

いい活動といい発表していることを教員側が指導で称えて、それを契機に皆さんも頑張ってくださいみたいなメッセージを送ったんですけど、そういうメッセージの送り方は今の子どもたちにどう受け止められるかなということも問題提起をされているんですね。だから、子どもたちがその場面でどういうふうに感情を持つか、子どもたちをどうやって褒めるかということにも、すごく参考になる指摘をされていますので、私はコロナ禍という状況も踏まえると、こういった先生のお話を聞けるというのは非常に貴重な時間なんじゃないかなという気がしますので、石隈委員もおっしゃいましたけど、いじめの根本というか、その当時の対応もそうなんですけど、その背景となる子どもの状況はどうであったかということが、やはり再発防止の一番大事な点じゃないかなと私は考えているので、そこをやはり大事にしたいかなと思います。

教育委員（石隈利紀）

全く同感で、斎藤先生は子どもと大人の対等な会話であるとか、家族との対話会話というところと何か結論出さなきゃいけないけども、対話というのはお互いが思いを共有するということも、特にコロナ禍で減ってきているので、そういうことの意義も強調されているので、とてもいい機会に斎藤先生のお話を聞けるのは、私もいいことだと思います。

教育長（伊藤 哲）

昨年も木村泰子先生のほうで、子どもたちが育つ学校ということをしきりにおっしゃっていました。それで答えがない、それを問い続けるという、多分お話はそこに通じてくるのかなと私自身は思います。

そのほかございますか。小谷野委員。

教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。5ページのところに、タブレット端末の安全性についてということで一文入っていました。パスワード設定を2回やりましたと書いてあったり、それから学習に支障のない範囲で制限をかけるというふうな対策をとってきて、利用制限して以降、子ども同士のトラブルは起きていないというような報告だったので、非常にありがたいなと思います。今後も、もしかしたらまた起こるような可能性というのはありますよね。ですので、常にやはり確認をしていく作業は、今後も必要なんだなと思いました。これが1点です。

2点目、(2)生徒指導主事研修会の部分の中で、今の子どもたちの様子の中で、この言葉がすごく心に響いちゃって駄目なんですけど、心の不安定だけじゃなくて自殺企図するような状況というようなこと、それから、すごく多種多様になっているというその子どもたちの状態が、そういうふうになってきているんだということが、やはり先生方もまだ余り見えてないんじゃないかなという気がすごくするんですね。ですので、いろいろな研修の機会を見ながら、子どもを見る見方をもっともっとやっぱり勉強していく必要があるんだろうなというふうなことを、これを見ながら感じました。ぜひ、先ほどの斎藤先生のお話ばかりの状況ではないんですけど、ぜひいい研修会を持っていただけたらいいなと思います。ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。そのほかございますか。

櫻井委員。

教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。こちらのいじめ問題専門委員会に、私も何度か出させていただいて、各先生方が取手市の教育について、どの先生方も取手市とは直接御関係のない先生方なんですけれど、本当に真剣に取り組んでくださっていた様子を拝見させていただいて、ありがたいなと思いながら委員会に出させていただけました。また、このような御意見をいただいて、よかったというか、うれしく思いました。

その御意見の最後に、先ほど来、ほかの委員さんもおっしゃっていましたが、特に改めて当時何が起きていたのかということ、つまり忘れないということが大事だなと思います。それをもとにというか、そこから振り返って最初の教育長報告の中に、オンライン説明会をやりましたよということで、取手市に新しく見えた先生方を含めた取手市全小中学校の全教職員を対象とした取手市の学校教育オンライン説明会の中で、学校教育新しい3つの取組というような説明をされて、もちろん参加された先生方は、取手市にそれまでいらした先生方、また新しく来られた先生方も、どうしてこの3つの取組が始まったのかということは、頭では理解されていると思うんです。頭では理解されているとは思っても、やはり人は忘れてしまうものですので、その都度その都度、原点にフィードバックして原点に帰っていくということというのはとても大事なんだろうなと思いました。

その中で、新しく取手に来られた先生は、新しい3つの取組、全員担任制・チーム指導、また教育相談部会、そういったものになじみのない先生方、初めてやる先生方も多いと思います。そういった先生方のほうからの御意見も聞いてみたいなと思います。今すぐにというわけではなく、1年間終えてみて、取手市、今まで自分たちがやってきたことを取手市はガラッとひっくり返ってしまうわけですから、担任はチームでやりますよ、みんなが担任ですよということなので、それについてどのようなことを感じたのか、どういうふうに自分なりに工夫してきたのか、そういった新しく来た先生の新しい意見も聞いてみたいなと思いますので、御検討よろしくをお願いします。

教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

貴重な御意見ありがとうございます。市の職員に向けてのオンラインの説明会では、冒頭、なぜこのような取組が始まったのかといったところは、教育長に御説明をいただきました。また、特に今週の水曜日には、教育相談主任研修会がセンターで行われます。メンバーも変わっておりますし、やはり本当に基本に立ち返る年といったところから、いろいろな機会の中で、この取組のスタートのきっかけを説明していきたいと考えております。また、新しく来た先生方の御意見といったものもどのような形で集めるか、まだちょっと御回答できないんですが、検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告10の質疑、御意見を終結い

たします。

以上で報告 10 の議事を終わります。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から 2 点御報告いたします。まず 1 点目、令和 4 年第 1 回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問についてです。令和 4 年 3 月に行われました第 1 回取手市議会定例会の教育委員会関係の一般質問、6 人の議員さんから一般質問がございました。そちらの会議録の抜粋を PDF データで教育委員の皆様にご提供いたしましたので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

また、あわせて昨日、取手市議会第 2 回臨時会のほうが開かれまして、会期 1 日で開かれました。御説明ありましたとおり一般会計補正予算、こちらに教育費部分が含まれておったんですけども、原案可決となっております。

2 点目になります。5 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。教育委員さんの御手元に、5 月の予定行事報告表、4 月 26 日現在のものがお配りされているかと思っております。なお、教育委員会定例会、5 月 24 日午前中を予定させていただきますいております。また改めて文書で通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上です。

教育長（伊藤 哲）

教育委員のほうから何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

令和 4 年第 4 回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前 11 時 12 分閉会